



鳥取県公報

平成16年 3月30日(火)
号外第48号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (47) (教育委員会事務局教育総務課) 1

鳥取県西部地震災害復興本部設置規則を廃止する規則 (48) (防災危機管理課) 2

鳥取県中小企業振興資金貸付規則を廃止する規則 (49) (経済政策課) 3

——— 公布された規則のあらまし ———

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

1 鳥取県立博物館の入館料の減免事由を次のとおり改めることとした。(第2条関係)

通常展示の入館料及び 特別展示の入館料	1 児童又は生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 2 障害者及びその介護者が観覧するとき。 3 70歳以上の者が観覧するとき。 4 要介護者等及びその介護者が観覧するとき。 5 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認め たとき。
通常展示の入館料	特別展示その他入場料又はこれに類するものを徴収する展示を観覧する者が 当該利用の日に通常展示を観覧するとき。

2 この規則は、平成16年4月1日から施行することとした。

規 則

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第47号

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
(授業料等及び使用料の減免)			(授業料等及び使用料の減免)		
第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。			第2条 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。		
区 分	授業料等 又は 使用料	減 免 事 由	区 分	授業料等 又は 使用料	減 免 事 由
略			略		
鳥取県立博物館	通常展示の入館料及び特別展示の入館料	1 児童又は生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 2 障害者及びその介護者が観覧するとき。 3 70歳以上の者が観覧するとき。 4 要介護者等及びその介護者が観覧するとき。 5 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。	鳥取県立博物館	入館料	1 児童又は生徒の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 2 障害者及びその介護者が観覧するとき。 3 70歳以上の者が観覧するとき。 4 要介護者等及びその介護者が観覧するとき。 5 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。
	通常展示の入館料	特別展示その他入場料又はこれに類するものを徴収する展示を観覧する者が当該利用の日に通常展示を観覧するとき。		略	
	略			略	
略			略		

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

鳥取県西部地震災害復興本部設置規則を廃止する規則をここに公布する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第48号

鳥取県西部地震災害復興本部設置規則を廃止する規則

鳥取県西部地震災害復興本部設置規則（平成12年鳥取県規則第97号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

鳥取県中小企業振興資金貸付規則を廃止する規則をここに交付する。

平成16年3月30日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第49号

鳥取県中小企業振興資金貸付規則を廃止する規則

鳥取県中小企業振興資金貸付規則（昭和36年鳥取県規則第1号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に廃止前の鳥取県中小企業振興資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

